

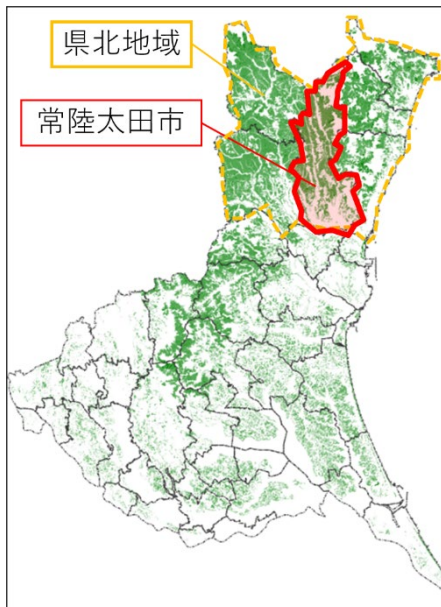
市有林の長期経営管理委託について

1 テーマの趣旨・目的

当指導所が所属する県北農林事務所は、茨城県北部の6市町を管轄しており、管内の森林面積は114千haで本県の森林面積の6割を占め、良質なスギ・ヒノキを生産するとともに、木材関連施設が多く集積している宮の郷工業団地を抱える県を代表する林業地帯である。

一方、管内の市町村のうちの一つである常陸太田市では、市有林が多数点在しているなどの理由から、適切に管理されていないことが課題となっていた。森林の公

益的機能の持続的な発揮や森林資源の有効利用、地域林業の振興といった観点からも市有林の管理を適切に行うことは重要であることから、当指導所では、市有林を長期的に安定して管理する方法として、長期経営管理委託に基づく林業経営体による森林管理について指導することとなった。



林編入が行われたことから、市有林が市内全域に点在しており、森林情報も一元化されておらず、位置や林況がすべて把握しきれていない状況であった。把握している市有林の管理についても、財産管理担当課が行っていたが、整備する箇所を選定から整備内容の設計・積算・発注などを毎年度、林務担当課と調整しながら行う必要があるなど、多大な労力や経費がかかっていたため、年間の森林整備の事業量には限界があり、市有林の管理業務にあまり時間が割けないという課題を抱えていた。加えて、市の林務担当職員は、一般の事務職員しかいないため森林の経営管理に必要な長期的な視点や森林施業に係る専門的な知識が十分ではないという状況であった。

一方、同市内を活動範囲としている常陸太田市森林組合（以下、森林組合）では、市有林に編入される以前の財産区有林の一部において経営管理を長年担ってきた経緯や過去に市有林整備業務を請け負ってきた実績があったことから、市有林の経営管理に必要な森林情報を持っており、その情報について提供しても良いとの意向を示していた。

そうした中、令和2年度に市の林務担当課から当指導所に対し市有林の森林経営の方針について相談があった。そこで、当指導所では、森林組合からの情報提供を受け、林況等を明らかにした上で、地元の林業事業者へ長期経営管理委託することを市へ提案した。

市町村有林の長期経営管理委託の事例は全国でも数が少なかったことから、以後、その実現に向けて当指導所が市及び森林組合と伴走し、取組を支援していくこととなる。

(2) 取組内容

まずは、当指導所が、市の林務担当課と連携し、市有林を管理している財産管理担当と委託手続きを行う契約担当に対して、長期経営管理委託の合理性や地域の森

2 現状及びこれまでの取組成果・課題

(1) 現状

常陸太田市は、平成16年12月に4市町村による合併があり、その後、令和元年度に市内の財産区有林の市有

林整備への波及効果について説明を行い、理解を得た。森林の長期経営管理委託は、市にとって他の公有財産では行ったことのない初めての契約形態であったことから、業者選定についても苦慮していた。そこで、当指導所では他県の事例などの情報提供を行いながら、市の関係各課と検討を重ねた結果、適正かつ合理的な森林整備が期待できるとして、林業経営体から市有林の経営方針及び整備計画について提案してもらい、委託業者を決定するプロポーザル方式をとることとした。

なお、プロポーザルの内容については、長期的な視点に立った計画が必要であることから、市内すべての市有林人工林を15年で整備することを前提とした5年を1期とする事業計画を提案してもらうこととした。また、決定した林業経営体とは、5年間の長期経営管理委託の基本協定を結ぶとともに、それに基づき単年度の事業計画を市と協議のうえで最終決定し、年度ごとに委託契約を締結することとした。

次に、プロポーザルで提案を受ける計画を作成してもらうに当たり必要となる森林情報の整備に取り組んだ。市が所有している公有財産の資料や林地台帳の情報、森林組合が有する森林整備履歴のデータと、県の森林簿や航空レーザ測量データとの照合作業を行った。その結果、点在していた市有林の位置（74か所（141筆））、面積（574ha（うち人工林374ha））、樹種、林齢、材積などの詳細情報が分かったため、それらを市有林台帳に整理し、プロポーザルの際に林業経営体へ提供することとした。

これらの取組を経て、令和5年度末に、『官民一体による持続可能な市有林整備事業業務委託事業者指名型プロポーザル審査委員会』を市農政部農政課に設置した。プロポーザルは指名型とし、その対象は市内のすべての意欲と能力のある林業経営体とした。審査委員は副市長をはじめとする市の関係部署の長に加え、県の県北農林事務所林務部門長などにより構成された。令和6年3月に開催した委員会では各経営体から提案のあった整備計画書や収支計算書などの内容を審査した結果、常陸太田市森林組合が委託事業者として選定され、翌年の令和6年7月に5年間の委託に係る基本協定及び当年度の委託契約を締結した。

なお、森林組合の提案は、森林整備にかかる経費に木材販売収入と造林補助金を充当することで市からの委

託料を不要とし、さらに発生した余剰金を市へ納入するというもので、5年間の市有林の経営管理に係る具体的な収支も示されていた。また、森林組合は森林経営の集約化に積極的に取り組んでいることから、周辺森林との森林施業集約化による施業コストの削減や森林経営計画策定による計画的かつ確実な施業の実施が見込めた。

また、天然林など林業経営に適さない森林においても、台風や豪雨等の発生後は緊急巡視や倒木処理などの維持管理を行うほか、市有林台帳の精度向上のため、森林情報の収集と更新を随時行うこととしていた。



市の財産管理担当及び林務担当との打合せ

(3) 成果

森林組合では、令和6年度から協定に基づいた市有林の経営管理を開始している。

このような取組は全国でも数が少なく、本県では初めての事例であり、県内の市町村有林の経営管理に苦慮する他市町村への波及が期待される。実際、他の市町村や森林組合からの問合せもあり、今後、県内の他の指導所とも連携し、本取組の普及を図っていきたい。

3 今後取組むべき内容

今回、市有林の長期経営管理委託を受けた常陸太田市森林組合は経営基盤の安定や事業規模の拡大が見込まれ、林業経営の自立化につながることが期待される。市においても、安定した経営管理が可能となり、双方に利益のある Win-Win の関係を構築することができたと考えている。

今後も、現在の基本協定期間中における毎年度の事業計画についての協議や次期の協定締結に向けて、普及指導員が、市や森林組合に対して、より一層技術的な支援を行っていくことが必要であるとする。

また、本事例は本県で初めての試みとなるため、当初想定していなかった課題が出てくることも考えられることから、引き続き、市と森林組合の調整役となり、取組が円滑に進むよう普及活動を続けていきたい。



長期経営管理委託が締結された市有林